

児童手当について

支給対象

中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしているなど、主たる生計者)に支給されます。ただし、前年(1～5月分については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合、減額されます(特例給付)。

支給月額

対象		金額
3歳未満 (3歳の誕生日まで)	一律	15,000円
3歳以上 (小学校修了まで)	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降 [■]	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限者(特例給付)	児童1人につき	5,000円

■第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

所得制限限度額

前年(1～5月分については前々年)の所得額で判定します。所得には一定の控除があります。

なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。詳しくは、こども未来課(公務員は勤務先)へお問い合わせください。

具体的な所得制限限度額

扶養親族などの数	所得額	収入額の目安 ※給与収入のみで計算
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

- ・所得税法に規定する老人控除対象者または老人扶養親族がいる人の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額
- ・扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

支給時期

原則として毎年2月、6月、10月の10日(土・日・祝日の場合、直前の平日)に、それぞれの前月分までを支給します。

申請について

子どもが生まれたときや、他の市区町村から転入したときは申請手続きが必要です。里帰り出産などで、母親が一時的に現住所(住民票所在地)を離れている場合でも、現住所での手続きになります。

なお、公務員は勤務先での手続きになりますが、公務員でなくなったときは町への手続きが必要です。

手続きをして認定を受ければ、原則として手続きした月の翌月分の手当から支給されます。

また、転出、婚姻、離婚による受給者の変更など、状況が変わった場合にも手続きをしてください。

手続きは、**事由発生の翌日から15日以内**に必ず行ってください。手続きが遅れると、原則遅れた月分の手当を受けられなくなるのでご注意ください。

申請に必要な書類

- ・認印(スタンプ式不可)
- ・申請者の健康保険証(コピー可)
- ・申請者名義の金融機関の通帳かキャッシュカード(コピー可)
- ・申請者と配偶者のマイナンバーカード等

※その他の書類が必要な場合があります。

問 こども未来課 子育て支援係

☎ 286-3117